

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

## イベント等の開催に係る留意事項について

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

- 1 取扱開始日  
令和 3 年 1 1 月 2 5 日（木）から

## 2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

## 3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント（大声なし）を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

## 4 感染防止安全計画の策定・提出

## (1) 対象

大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベント

## (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。

## (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

## 5 留意事項

別添 7：イベント等の開催に係る留意事項

別紙 1：チェックリスト

別紙 2：感染防止安全計画

別紙 3：イベント結果報告フォーム

別紙 4：イベント開催等における必要な感染防止策

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」(令和3年11月19日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(令和3年11月19日付け事務連絡)